

人件費単価について

別紙

1-1. 人件費単価の基本的な考え方

人件費は、原則として、研究員が委託業務に直接従事する時間数に、健康保険等級(健保等級)^{*1}に基づく人件費単価表の単価を乗じて算出します。研究員の区分に基づき、以下の2種類の人件費単価一覧表から人件費単価を決定してください。健保等級適用者については、その算定基礎に法定福利費^{*2}相当額を加算しています。

※1 健康保険では、被保険者が事業主から受け取る毎月の給料等の報酬の月額を一定の幅で区分した「標準報酬月額」を設定し、保険料の額や保険給付の額を計算しますが、この標準報酬月額の区分を「健保等級(健康保険等級)」と言います。(区分は1等級から50等級まであります。)

※2 法定福利費とは、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料、介護保険、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償などのうち事業主が支払う福利厚生費を言います。

研究員の区分	人件費単価一覧表 (健康保険等級適用者の場合)	AMED への 請求単価
(1) 時間単価適用者	人件費単価一覧表 (時間単価用) P. 6	時間単価
(2) 専従者	人件費単価一覧表 (専従者用) P. 7	月額

1-1-1. 人件費単価一覧表(時間単価用)

「人件費単価YES・NOチャート(時間単価用)」(P. 3)、「人件費単価一覧表(時間単価用)」の見方(P. 5)を参考にしてください。

<直接雇用者>

人件費単価一覧表(時間単価用)の単価は、時間単価適用者(「全ての従事時間を対象に人件費を計上する研究員」)の人件費を算出する際に用います。人件費単価(円/時間)の適用方法は下表のとおりです。なお、人件費単価一覧表(時間単価用)に掲げられている単価を用いる場合は、時間内、時間外、休日の区分に関わらず、常に同一の単価を適用します。

雇用関係	給与の定め方	人件費単価(時間単価)
健保等級 適用者	年俸制 月給制 日給制 時給制	賞与回数に応じた人件費単価一覧表のA区分/B区分を選択し、「健保等級」に対応する人件費単価を適用します。 ※ 国家公務員共済組合制度の適用対象となり、AMED が使用する健保等級と4等級の格差がある事業者は、4等級加算した等級を適用します。

<出向者>

・出向契約書に出向者の人件費額(出向者の給与額相当)が明示されている場合、あるいは出向契約書の記載から前述の人件費額が算出可能な場合

出向契約書から求められる人件費額からそれぞれ年俸、月給、日給、時給の相当額を契約額と読み替えます。

・出向契約書に出向者の人件費額が明示されていない、並びに算出不可な場合

出向元規定あるいは出向先規定に則ります。「人件費単価YES・NOチャート(時間単価用)」を参照ください。

<派遣>

直接雇用者の健保等級適用者以外の算出方法を適用します。ただし、年俸、月給、日給、時給の記載はそれぞれの単位の契約額と読み替えます。

1-1-2. 人件費単価一覧表(専従者用)

「人件費単価YES・NOチャート(専従月額単価用)」(P. 4)を参考にしてください。

<直接雇用者>

人件費単価一覧表(専従者用)の単価は、「委託期間中に継続して半年以上当該 AMED 事業のみに専従する研究員」の人件費を算出するために用います。(P. 7)

健保等級適用者は、一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。なお、雇用形態が時給制・日給制であっても健保等級を保有していれば専従者として研究員登録が可能です。この場合も、同様に一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。

健保等級非適用者は、実績単価にて算出してください。

健保等級を保有しない時給制・日給制の健保等級非適用者は専従者として登録できません。

<出向者>

・出向契約書に出向者の人件費額(出向者の給与額相当)が明示されている場合、あるいは出向契約書の記載から前述の人件費額が算出可能な場合

出向契約額から月額を算出してください。

・出向契約書に出向者の人件費額が明示されていない、並びに算出不可能な場合

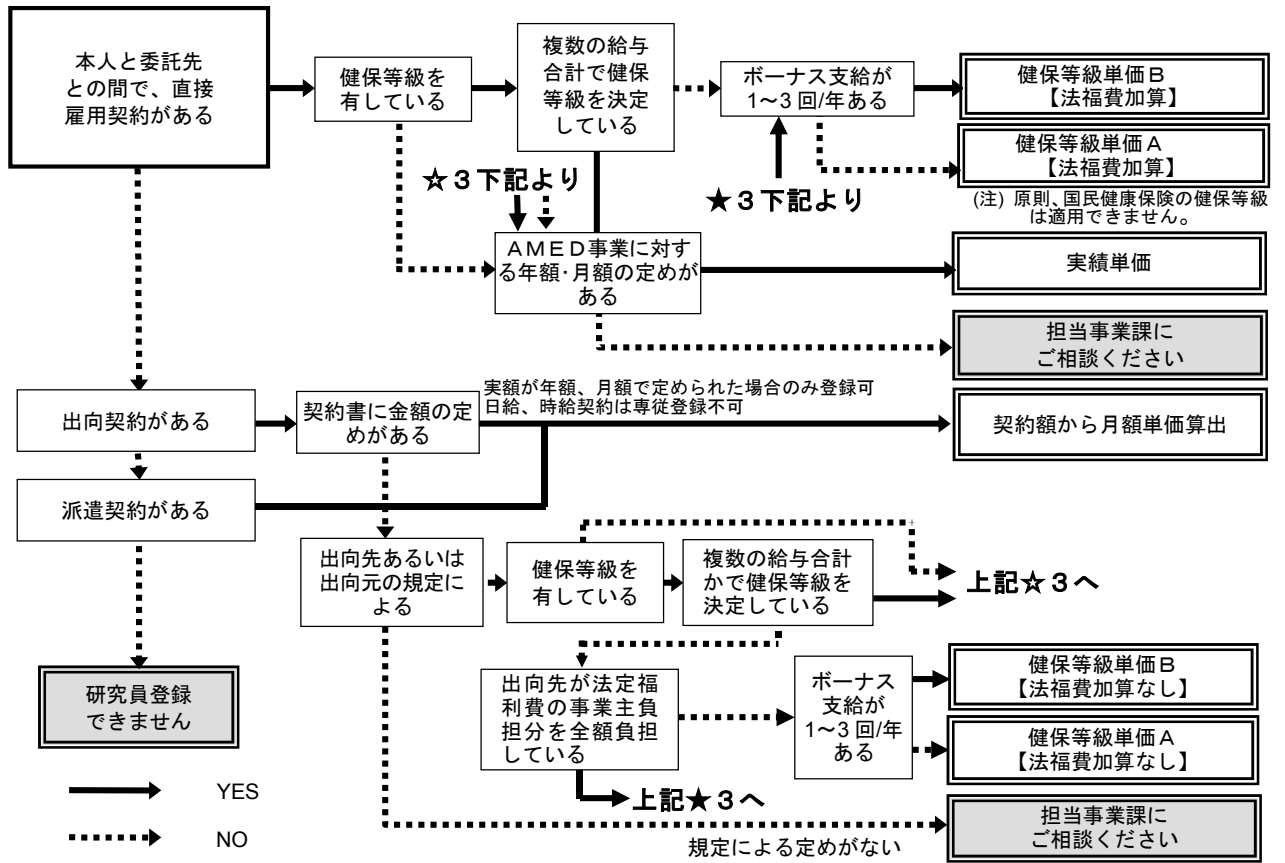
出向元規定あるいは出向先規定に則ります。「人件費単価YES・NOチャート(専従月額単価用)」を参照ください。なお、雇用形態が時給制・日給制であっても健保等級を保有していれば専従者として研究員登録が可能です。この場合も、同様に一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。

<派遣>

派遣契約額から月額を算出してください。

雇用形態が時給制・日給制の場合、専従者として研究員登録はできません。

人件費単価 YES・NO チャート(専従月額単価用)



「人件費単価一覧表(時間単価用)」の見方

① 健保等級単価A/B

登録研究員の賞与回数に応じて、「健保等級」の左右の「人件費単価」を参照してください。

原則として、健保等級適用者は法定福利費を加算した人件費単価を適用します。ただし、給与の額の定めがない出向契約者を健保等級適用者として扱う場合は、出向先が法定福利費の事業主負担分を全額負担していることが出向契約書等において確認できる場合を除いては、法定福利費を加算しない人件費単価を適用します。

平成28年度 人件費単価一覧表(時間単価用)

平成28年度適用(単位:円)

健保等級適用者				
A.賞与なし、年4回以上		賞与回数	B.賞与1回～3回	
法福費加算	加算しない	法定福利費の加算の有無	法福費加算	加算しない
人件費単価／1H(円)	人件費単価／1H(円)	健保等級	人件費単価／1H(円)	人件費単価／1H(円)
420	340	1	540	450
480	400	2	630	530
550	460	3	710	610
610	520	4	800	680
670	580	5	890	760
720	620	6	940	810
760	650	7	990	860
810	700	8	1,070	920
870	750	9	1,140	980

国家公務員共済組合等4等級の格差がある場合は、下記健保等級に4等級加算した等級を適用してください

② 日給額を所定就業時間で除した単価

「日給額」を所定就業時間で除した時間単価を適用してください。

③ 契約単価

雇用契約、出向契約、派遣契約で定められている契約額を時間単価として適用してください。

説明で示している各番号は P.3 人件費単価 YES・NO チャート(時間単価用)記載番号に対応

② 健保等級単価A/B

② 日給額を所定就業時間で除した単価

③ 契約単価

人件費単価一覧表(時間単価用)

平成28年度適用(単位:円)

健保等級適用者				
A. 賞与なし、年4回以上		賞与回数	B. 賞与1回～3回	
法福費加算	加算しない	法定福利費加算の有無	法福費加算	加算しない
人件費単価／1H	人件費単価／1H	健保等級	人件費単価／1H	人件費単価／1H
420	340	1	540	450
480	400	2	630	530
550	460	3	710	610
610	520	4	800	680
670	580	5	890	760
720	620	6	940	810
760	650	7	990	860
810	700	8	1,070	920
870	750	9	1,140	980
920	800	10	1,210	1,050
980	840	11	1,290	1,110
1,040	890	12	1,360	1,170
1,100	950	13	1,450	1,250
1,170	1,010	14	1,540	1,330
1,240	1,070	15	1,630	1,410
1,310	1,130	16	1,720	1,480
1,380	1,190	17	1,810	1,560
1,520	1,310	18	1,990	1,720
1,660	1,430	19	2,180	1,880
1,800	1,550	20	2,360	2,030
1,940	1,670	21	2,540	2,190
2,080	1,790	22	2,720	2,350
2,210	1,910	23	2,900	2,500
2,350	2,030	24	3,080	2,660
2,490	2,150	25	3,270	2,820
2,630	2,270	26	3,450	2,970
2,840	2,450	27	3,720	3,210
3,050	2,630	28	3,990	3,440
3,250	2,810	29	4,250	3,680
3,460	2,990	30	4,520	3,910
3,670	3,170	31	4,790	4,150
3,880	3,350	32	5,060	4,390
4,090	3,530	33	5,320	4,620
4,300	3,710	34	5,590	4,860
4,490	3,880	35	5,840	5,090
4,680	4,060	36	6,090	5,330
4,870	4,240	37	6,350	5,560
5,130	4,480	38	6,680	5,870
5,380	4,720	39	7,020	6,190
5,640	4,960	40	7,350	6,500
5,960	5,260	41	7,770	6,890
6,280	5,560	42	8,190	7,290
6,600	5,860	43	8,610	7,680
6,920	6,160	44	9,030	8,070
7,300	6,520	45	9,530	8,540
7,680	6,880	46	10,030	9,010
8,070	7,240	47	10,530	9,480
8,450	7,600	48	11,040	9,950
8,830	7,950	49	11,540	10,420
9,220	8,310	50	12,040	10,890

(※.) 国家公務員共済組合等は上記の健保等級に4等級加算した等級を適用します。

人件費単価一覧表(専従者用)

平成28年度適用(単位:円)

健保等級適用者				
A. 賞与なし、年4回以上		賞与回数	B. 賞与1～3回	
法福費加算	← 加算しない	法定福利費 加算の有無	→ 法福費加算	加算しない
人件費単価 ／月額	人件費単価 ／月額	健保等級	人件費単価 ／月額	人件費単価 ／月額
70,840	58,000	1	91,680	75,980
81,530	68,000	2	105,960	89,080
92,210	78,000	3	120,230	102,180
102,890	88,000	4	134,510	115,280
113,580	98,000	5	148,790	128,380
120,530	104,000	6	157,900	136,240
127,490	110,000	7	167,010	144,100
136,760	118,000	8	179,150	154,580
146,030	126,000	9	191,300	165,060
155,300	134,000	10	203,450	175,540
164,570	142,000	11	215,590	186,020
173,850	150,000	12	227,740	196,500
185,440	160,000	13	242,920	209,600
197,030	170,000	14	258,100	222,700
208,620	180,000	15	273,290	235,800
220,210	190,000	16	288,470	248,900
231,800	200,000	17	303,650	262,000
254,980	220,000	18	334,020	288,200
278,160	240,000	19	364,380	314,400
301,340	260,000	20	394,750	340,600
324,520	280,000	21	425,120	366,800
347,700	300,000	22	455,480	393,000
370,880	320,000	23	485,850	419,200
394,060	340,000	24	516,210	445,400
417,240	360,000	25	546,580	471,600
440,420	380,000	26	576,950	497,800
475,190	410,000	27	622,300	537,100
509,960	440,000	28	667,010	576,400
544,730	470,000	29	711,720	615,700
579,500	500,000	30	756,420	655,000
614,270	530,000	31	801,130	694,300
649,040	560,000	32	845,830	733,600
683,810	590,000	33	890,540	772,900
718,580	620,000	34	935,240	812,200
750,630	650,000	35	977,230	851,500
782,680	680,000	36	1,019,220	890,800
814,730	710,000	37	1,061,200	930,100
857,460	750,000	38	1,117,190	982,500
900,200	790,000	39	1,173,170	1,034,900
942,930	830,000	40	1,229,150	1,087,300
996,350	880,000	41	1,299,130	1,152,800
1,049,770	930,000	42	1,369,100	1,218,300
1,103,180	980,000	43	1,439,080	1,283,800
1,156,600	1,030,000	44	1,509,060	1,349,300
1,220,700	1,090,000	45	1,593,030	1,427,900
1,284,810	1,150,000	46	1,677,010	1,506,500
1,348,910	1,210,000	47	1,760,980	1,585,100
1,413,010	1,270,000	48	1,844,950	1,663,700
1,477,110	1,330,000	49	1,928,930	1,742,300
1,541,210	1,390,000	50	2,012,900	1,820,900

(※) 国家公務員共済組合等は上記の健保等級に4等級加算した等級を適用します。

1-2. 人件費単価の算出方法

人件費単価は、以下の条件により「健保等級適用者」と「健保等級適用者以外(健保等級非適用者)」に区分されます。また出向者についても契約内容により「健保等級適用者」あるいは「健保等級適用者以外(健保等級非適用者)」として区別いたします。

(1) 健保等級適用者の該当要件

以下の条件すべてを満たしている者は、必ず「健保等級」による人件費単価としてください。

- | |
|--|
| ① 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該委託業務に従事する者 |
| ② 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者 |

また、国民健康保険加入者は、原則、健保等級適用者となりませんが、以下の場合には例外として、健保等級適用者として扱います。

- | |
|--|
| ③ 当該国民健康保険の標準報酬月額の区分や等級が、健康保険と同一である場合には、健保等級適用者とみなします。ただし、その場合、法定福利費の加算は行いません。 |
|--|

→算出方法は「1-2-1. 健保等級適用者の単価算出方法」を参照

(2) 健保等級非適用者の該当要件

前記(1) 健保等級適用者の該当要件を満たしていない者が該当します。

国民健康保険等加入者のうち前述(1)③に該当しない方も健保等級非適用者に該当します。

(3) 出向者の場合

出向契約書等に基づき、「出向者」として当該委託業務に従事する場合、以下の条件により、「健保等級適用者」と「健保等級非適用者」に区分されます。

- | |
|--|
| ① 出向契約書に出向者の人件費額が明示されていない、並びに算出不可能な場合
「給与・賞与は、出向元の給与規程により出向元又は出向先が出向者に支給する」などのとき、健保等級適用者の条件②を満たせば、健保等級適用者として取扱います。

→算出方法は「1-2-1. 健保等級適用者の単価算出方法」を参照

健保等級適用者の条件②を満たさない場合は、健保等級非適用者として取り扱います。 |
| ② 出向契約書に出向者の人件費額(出向者の給与額相当)が明示されている場合、あるいは出向契約書の記載から前述の人件費額が算出可能な場合
委託事業者が負担する人件費の1カ月あたりの金額を月給額(契約額)とみなし、労務費単価を決定することになります。
時間単価: 月給額 ÷ 従事時間 日額単価: 月給額 ÷ 従事日数 月額単価: 月給額 |

上記①・②いずれの場合も、原則として法定福利費は加算しない人件費単価を適用します。

ただし、出向契約書等において出向者に係る法定福利費の事業主負担分について、出向先が全額負担している場合で、出向契約書等においてそれが明確に確認できる場合については、法定福利費を加算した人件費単価を使用することができることとします。

1-2-1. 健保等級適用者の単価算出方法

(1) 健保等級単価(人件費単価)の算定方法

給与規程等により規定されている時間内単価、時間外単価、休日単価等の区別に関わらず、「人件費単価一覧表」の人件費単価を下記の通り適用します。

- | |
|--|
| ① 毎年4月1日時点で適用された健保等級に基づき算定される人件費単価。
ただし、年度途中で健保等級が2等級以上変更になる場合、新しい健保等級を改定月より適用します。
年度の途中で事業が開始する場合も事業開始年度の4月1日時点の健保等級を基準とします。 |
| ② 年度の途中で研究員の追加登録を行う場合の単価も上記に準じます。
新たな雇用契約等の締結(新規の出向契約締結を含みます)や、雇用形態の変更(正社員から嘱託へ変更等)を伴う場合は、新雇用契約開始時に適用される健保等級に基づき算定される人件費単価を適用します。 |

(2) 人件費単価の適用期間

人件費単価の適用期間は、以下の通りとします。

- | |
|--|
| ①年度途中で健保等級が2等級以上変更となった場合には、新しい健保等級を改定月より適用します。 |
|--|

(3) 健保等級単価(人件費単価)の賞与回数の区分

健保等級適用者に適用する人件費単価は、年間の賞与回数に応じて次の通り、該当する単価表の区分を用い、人件費単価一覧表において法定福利費を加算した人件費単価を適用します。

- | |
|---|
| ① 賞与が通常支給されない者、又は通常年4回以上支給される者
人件費単価一覧表のA区分を適用します。 |
| ② 賞与が年1～3回まで支給されている者
人件費単価一覧表のB区分を適用します。 |

(4) 健保等級の証明

健保等級については、「健保等級証明書」**経理様式C-6**により、給与担当課長等の証明を要します。なお、出向者に該当する場合は、健保等級証明者は出向元の給与担当課長等となります。

いずれの場合も、証明いただく健保等級は、人件費単価算定月の実績とします。

(5) 健保等級の確認方法

健康保険等級を保有する研究員の人件費単価は以下の手順で確認することができます。


1. 4/1 現在の標準報酬月額を確認する
2. 都道府県別の健保等級を確認する
3. 健保等級からAMED人件費単価(健保等級単価)を決定する
4. 健保等級証明書の作成

健康保険 被保険者標準報酬決定通知書 厚生年金保険															
事業所 A		厚生年金基金番号													
ア. 健康保険被保険者の番号	イ. 被保険者の氏名				ウ. 生年月日			エ. 従前の標準報酬月額			オ. 備考				
ク. 算定基礎月の報酬支払基礎日数	ケ. 通賃によるものの額				コ. 現物によるものの額		セ. 合計		シ. 本払基礎日数17日以上 の月の報酬月額の前計	ス. 適用年月	ソ. 修正平均額				
							タ. 平均額	チ. 修正平均額		ツ. 決定後の標準報酬月額					
健康証番号(年金整理番号)		氏名			生年月日			種別			健康の前額		千円 標準の前額		
1		健康 一郎			昭59 10 19			1			2 4 0		2 4 0		
支払	月	日	通過に よるもの の額	円	現物に よるもの の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4	30	562,000	0	562,000	0	562,000	1,686,000	2015	7						
基礎	月	日	通過に よるもの の額	円	現物に よるもの の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5	31	562,000	0	562,000	0	562,000	562,000								
日数	月	日	通過に よるもの の額	円	現物に よるもの の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6	30	562,000	0	562,000	0	562,000	562,000	5	6	0	5	6	0		
健康証番号(年金整理番号)		氏名			生年月日			種別			健康の前額		千円 標準の前額		
2		厚生 次郎			昭51 2 17			1			6 2 0		6 2 0		
支払	月	日	通過に よるもの の額	円	現物に よるもの の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4	30	682,000	4,200	686,200	4,200	686,200	2,061,600	2015	7						
基礎	月	日	通過に よるもの の額	円	現物に よるもの の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5	31	685,000	4,200	689,200	4,200	689,200	687,200								
日数	月	日	通過に よるもの の額	円	現物に よるもの の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6	30	682,000	4,200	686,200	4,200	686,200	686,200	6	8	0	6	2	0		

事業所	〒	
所在地		
事業所名称		
事業主名		

上記のとおり標準報酬を決定したので通知します。

平成〇〇年〇月〇日 日本年金機構理事長



確認
2014.〇.〇
日本年金機構
〇〇事務センター

(参考) 被保険者標準報酬改定通知書

様式は、「標準報酬決定通知書」とほぼ同じですが、上記の欄が「健保の決定」 → 「健保の改定」となっています。

(確認の際の注意点)

1. 4/1 現在の健保等級単価は、前年度7～9月頃の定時決定時の「標準報酬決定通知書」又は、定時決定後において2等級変更となった際に手続をした随時改定時の「標準報酬改定通知書」を用意します。この「標準報酬決定通知書」又は「標準報酬改定通知書」の「決定後の標準報酬月額」を確認します。(例:健康一郎の標準報酬月額は 560 千円)

2. 都道府県別健保等級表の標準報酬月額から健保等級を確認します。

※地域別になってはいますが、標準報酬と報酬月額ほどの地域でも同じです。

(例:健康一郎氏の健保等級は 32 等級)

健康保険等級は全国健康保険協会の HP から確認することが出来ます。

標準報酬			報酬月額		全額 介護保険第1 に該当し 9.1 全額
等級	月額	日額	円以上	円未満	全額
1	58,000	1,930		63,000	5,782.6
2	68,000	2,270	63,000	73,000	6,779.6
3	78,000	2,600	73,000	83,000	7,776.6
4	88,000	2,930	83,000	93,000	8,773.6
5(1)	98,000	3,270	93,000	101,000	9,770.6
6(2)	104,000	3,470	101,000	110,000	10,368.8
7(23)	410,000	13,670	395,000	425,000	40,937.0
28(24)	440,000	14,670	425,000	455,000	43,868.0
29(25)	470,000	15,670	455,000	485,000	46,859.0
30(26)	500,000	16,670	485,000	515,000	49,850.0
31(27)	530,000	17,670	515,000	545,000	52,841.0
32(28)	560,000	18,670	545,000	575,000	55,832.0
33(29)	590,000	19,670	575,000	605,000	58,823.0
34(30)	620,000	20,670	605,000	635,000	61,814.0
35	650,000	21,670	635,000	665,000	64,805.0
36	680,000	22,670	665,000	695,000	67,796.0
37	710,000	23,670	695,000	730,000	70,787.0

人件費単価一覧表(時間単価用)

健保等級適用者				
A. 賞与なし、年4回以上		賞与回数	B. 賞与1回～3回	
法福費加算	加算しない	法定福利費加算の有無	法福費加算	加算なし
人件費単価 / 1H	人件費単価 / 1H	健保等級	人件費単価 / 1H	人件費単価 / 1H
2,480	2,190	25	3,270	2,8
2,630	2,270	26	3,450	2,9
2,840	2,450	27	3,720	3,2
3,050	2,630	28	3,990	3,4
3,250	2,810	29	4,250	3,6
3,460	2,990	30	4,520	3,9
3,670	3,170	31	4,790	4,1
3,880	3,350	32	5,060	4,3
4,090	3,530	33	5,320	4,6
4,300	3,710	34	5,590	4,8
4,490	3,880	35	5,840	5,0
4,680	4,060	36	6,090	5,3
4,870	4,240	37	6,350	5,5
5,130	4,480	38	6,680	5,8
5,380	4,720	39	7,020	6,1
5,640	4,960	40	7,350	6,5
5,960	5,260	41	7,770	6,8
6,280	5,560	42	8,190	7,2

3. 健保等級からAMED人件費単価(健保等級単価)を決定
AMEDが配付、又はAMEDのHPに掲載されているAMED人件費単価一覧表から人件費単価(健保等級単価)を求めます。

(例:健康一郎氏の健保等級は 32 等級ですので、賞与回数が3回である場合は 5,060 円/時間となります。)

※標準報酬改定通知書の標準報酬月額をそのままAMED人件費単価に当てはめることはできません。必ず2. の都道府県別の健保等級表から健保等級を確認してからAMED人件費単価を確認してください。

4. 人件費単価の証明

健保等級又は給与については、「健保等級証明書」、又は「給与証明書」により、給与担当課長等の証明が必要です。

(注意点)

・AMEDの検査に必要な書類は、「健保等級証明書」又は「給与証明書」としてありますが、必要に応じて「被保険者標準報酬決定(又は改定)通知書」の提示を求めるともありますのでご準備をお願いします。

健保等級証明書

委託期間:平成〇〇年4月1日～平成〇〇年2月28日

平成〇〇年度	健保等級・賞与回数			
研究員・補助員 氏名 (単位:姓)	4月1日 中位採用等 (単位:姓)	年度途中で変更 (単位:姓)	賞与回数 (単位:回)	備考
〇〇 〇〇	24		2	
〇〇 〇〇	25		27	7月付 随時改定
〇〇 〇〇	26		23	11月付 随時改定
〇〇 〇〇	9		0	補助員
〇〇 〇〇	30		2	8月1日付 追加登録
〇〇 〇〇		20	2	9月1日付 新規採用

平成〇〇年〇〇月〇〇日
委託業務に係る研究員・補助員の健保等級について、上記のお証明致します。
名称 株式会社〇〇〇〇
所属 〇〇部〇〇課長
証明者氏名 〇〇 〇〇 印

(注1)健保等級単価を適用する研究員並びに法定福利費を加算する補助員について各年度の4月1日、新規採用研究員の場合は契約開始時の健保等級を必ず記載してください。
(注2)健保等級に2等級以上の変動があれば、必ず所定入力してください。

参考:標準報酬月額

平成 28 年 4 月から適用(単位:円)

健保等級	月額	健保等級	月額	健保等級	月額	健保等級	月額
1	58,000	14	170,000	27	410,000	40	830,000
2	68,000	15	180,000	28	440,000	41	880,000
3	78,000	16	190,000	29	470,000	42	930,000
4	88,000	17	200,000	30	500,000	43	980,000
5	98,000	18	220,000	31	530,000	44	1,030,000
6	104,000	19	240,000	32	560,000	45	1,090,000
7	110,000	20	260,000	33	590,000	46	1,150,000
8	118,000	21	280,000	34	620,000	47	1,210,000
9	126,000	22	300,000	35	650,000	48	1,270,000
10	134,000	23	320,000	36	680,000	49	1,330,000
11	142,000	24	340,000	37	710,000	50	1,390,000
12	150,000	25	360,000	38	750,000		
13	160,000	26	380,000	39	790,000		

平成 28 年のデータを掲載しております。契約時には最新のデータをご確認ください。

5. AMED事業開始時に適用する健保等級

登録研究員が、事業期間の当該年度の4月以前から採用されていれば4月時点の健保等級を、4月以降採用の場合は採用された月時点の健保等級を、登録する月より適用します。ただし、研究員登録する際、4月(4月以降採用の場合は、採用された月)から登録される月までに健保等級の改定があり、4月時点(4月以降採用の場合は、採用された月時点)の健保等級と登録月の健保等級を比較して、2等級以上の変更がある場合は、新しい健保等級を登録する月から適用します。

(例1)

<前年度～> <当年度～>

▼8/15 32 等級(適用月:9月)

▼8/15 33 等級(適用月:9月)

8月	9月	...	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

9/1 AMED事業開始

誤 33 等級
正 32 等級(4/1 現在は 32 等級)

(例2)

<前年度～> <当年度～>

▼8/15 32 等級(適用月:9月)

▼8/15 34 等級(適用月:9月)

8月	9月	...	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

9/1 AMED事業開始

誤 32 等級
正 34 等級(9/1～、2 等級以上の変更のため)

(例3)

<前年度～> <当年度～>

▼8/15 32 等級(適用月:9月)

▼8/15 34 等級(適用月:9月)

8月	9月	...	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

7/1 AMED事業開始

誤 34 等級
正 32 等級(7/1-8/31)、34 等級(9/1～)